

# 教 育 公 報

## 三 重 県 教 育 委 員 会

### 目 次

告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	教育総務課	1頁
人事異動	○ 三重県立図書館協議会委員の任免について	社会教育・文化財保護課	1頁
正 誤	○ 平成25年2月18日付け三重県教育公報第1662号	教育総務課	1頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第17号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成25年6月17日

三重県教育委員会

- |         |              |
|---------|--------------|
| 1 公 印 名 | 三重県立飯南高等学校長印 |
| 2 寸 法   | 方23ミリメートル    |
| 3 印 影   |              |



- |         |           |
|---------|-----------|
| 4 使用範囲  | 公文書用      |
| 5 使用開始日 | 平成25年7月1日 |

### 人 事 異 動

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び三重県立図書館協議会条例（昭和25年三重県条例第62号）第2条の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を任免しました。

平成25年6月5日

三重県教育委員会

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 1 解任する委員の氏名 | 榎本和能                 |
| 2 解任日       | 平成25年6月5日            |
| 3 任命する委員の氏名 | 小野芳孝                 |
| 4 任期        | 平成25年6月6日から平成26年9月2日 |

正 誤

平成25年2月18日付け三重県教育公報第1662号に登載しました、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則中

ページ 7 行 下から6

誤

「注2 『返還方法』欄には、返還計画を変更しなければならない理由」

正

「注2 『変更理由』欄には、返還計画を変更しなければならない理由」

発 行  
津 市 広 明 町 13 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
合 資 会 社 黒 川 印 刷